

# 美しが丘東小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月18日策定  
令和6年3月21日改定

## 1 いじめ防止に向けた本校の考え方

### ・いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ・いじめを防止するための基本的な方向性

本校では、あらゆる教育活動を通じて、全ての児童が楽しく安心して生活できる学校をめざす。その実現に向けて、まずあいさつができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加する態度を養う。また、わかる授業作りを工夫し、児童が主体的に授業や行事に参加して、互いにかかわりあう中で自己有用感を持てるような集団づくり、学校づくりを推進する。

また、いじめは①未然防止②早期発見・早期対応③適切な対処・措置の3点を踏まえて教職員が一丸となり、責任をもって指導・支援にあたる。

## 2 「いじめ防止対策委員会」の設置及び組織的な取組

(1) 構成員：管理職、「特別支援校内委員」（教務主任・特別支援コーディネーター・児童支援専任・養護教諭・学年主任）

### (2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

いじめ防止の中核となる組織として、未然防止の取組を推進し、いじめの兆候や懸念、保護者・児童から訴え等、いじめの疑いに関する情報を収集して共有し、それらの情報を基に解決に向けて的確に対応できる体制をとる。また、担任や一部の教職員で抱えこむことのないようにする。

### (3) 年間計画

4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間計画作成 職員会議での 児童理解	年間計画提案 職員会議での 児童理解 Y-P アセスメント	療育あおばコン サリテーション(全学 年)	いじめ職員研修 職員会議での 児童理解	児童理解のた めの職員研修	生活アンケート (記名式) 職員会議での 児童理解
各学年児童の実態把握 (児童支援委員会) →					
10月	11月	12月	1月	2月	3月
いじめ職員研 修	生活アンケート (無記名式) 職員会議での 児童理解	児童面談 児童理解研修	職員会議での 児童理解	生活アンケート (記名式)	来年度の計画  職員会議での 児童理解
各学年児童の実態把握 →					

## 3 いじめ防止及び早期発見のための取組

### (1) いじめ防止への取組

・ユニバーサルデザインを取り入れ学習環境を整えるとともに、「見通しがもてる授業」「ルールが明確な授業」「全員が参加できる場面のある授業」等、児童の満足感や自尊感情を高める授業づくりに努める。

- ・子どもの社会的スキル「横浜プログラム」を本校教育課程に位置づけるとともに、積極的な活用を推進し、適切な人間関係作りを確立する。
- ・縦わり活動を充実させ、学年・学級だけではない異学年との豊かな関わりのある集団づくりに取り組む。
- ・学校スタンダード(生活指導の指針)を活用し、学習・生活規範指導の徹底を図る。

#### (2) いじめの早期発見

- ・Y-P アセスメントを実施して分布図を作成し、児童の学級内での位置関係を把握(1学期)したり、いじめアンケート・生活アンケート(2学期)を実施して全児童と面談を行ったりする。
- ・事例及びケース会議の内容や児童の傾向などは、職員会議の児童理解の場等で全教職員の共通理解を図る。
- ・4月の学年懇談会で、児童支援専任の役割や相談窓口としてきめ細かく対応することを保護者に周知する。
- ・「開かれた学校」「オープンな校長室」として、いつでも参観が可能であり、担任だけでなく校長や児童支援専任等、様々な職員が相談窓口であることを保護者に周知する。

#### (3) いじめに対する措置

- ・迅速に且つ正確な事実関係の把握に努め、いじめであると判断された場合は、いじめ防止対策委員会が中心となって組織的な対応をする。
- ・被害児童のケア、加害児童の指導など、問題解消まで責任をもって対応にあたる。
- ・必要に応じて、青葉警察署・児童相談所・療育あおば・学校カウンセラーと連携する。

#### (4) 研修

- ・校内研修等を通じて、教職員は「いじめ」に苦しむ児童の心情を共感的に受け止められる感性と人権感覚を養い、対応の仕方を共通理解する。

#### (5) 「まち」とともに歩む学校づくり懇話会

- ・年間2回行われる「『まち』とともに歩む学校づくり懇話会」において、地域代表者に本校の取組や課題を共有していただき、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働できるようにする。

### 4 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の報告

- ・児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当な期間学校を欠席することが想定されるいじめが発生した場合は、直ちに横浜市教育委員会に報告し、支援を要請する。

#### (2) 重大事態の調査

- ・いじめ防止対策委員会が中心となって、事実確認の調査を行い、対応の方向を決定する。
- ・調査にあたっては、重大事態に至るいじめ行為が、いつ(いつ頃)、誰から行われ、どのような様態であったか、背景事情や人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したか等の事実関係を明確にする。
- ・いじめられた児童や情報提供してくれた児童を守ることを最優先に考えて対応する。

#### (3) 児童・保護者への報告

- ・明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して情報を提供する。(適時、適切な方法で、経過報告も行う。)
- ・調査結果を横浜市教育委員会に報告する。
- ・児童や保護者の心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努め、個人のプライバシーへの配慮も十分行う。

### 5 その他

- ・必要があると認められる際には、学校いじめ防止基本方針を改定し、あらためて公表する。